

内閣官房就職氷河期世代支援推進室 標準文書保存期間基準

令和元年9月27日改訂

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものも含む。）の決定又は了解及びその経緯									
1 閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯（（1）の項から4の項まで及び（1）に掲げるものを除く。）	①答弁の案の作成過程が記録された文書	・法制局提出資料 ・審査録	閣議	質問主意書	△△君提出□□に関する質問に対する答弁書	30年	2 (1)① 5 (3)	移管
		②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	・答弁案 ・案件表 ・配付資料		—	—			
		③答弁が記録された文書	・答弁書		—	—			
		④立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・大臣指示		—	—			
		⑤立案の検討に関する審議会等の文書	・開催経緯 ・諮詢 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言		—	—			
		⑥立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・任意パブコメ		—	—			
	(2)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（（1）の項から4の項まで及び（1）に掲げるものを除く。）	⑦行政機関協議文書	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答		—	—			
		⑧閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	・基本方針案 ・基本計画案 ・閣議請議書の写し ・案件表 ・配付資料		—	—			
		⑨官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	・官報の写し		—	—			
		⑩閣議の決定又は了解及びその経緯	・基本方針 ・基本計画 ・総理指示		—	—			
2 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものも含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	⑪会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・総理指示	会議	—	—	10年	2 (1)① 6	移管
		⑫会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング		—	—			
		⑬会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答		—	—			
		⑭会議に検討のための資料として提出された文書及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書	・配付資料 ・議事概要・議事録		—	—			
		⑮会議の決定又は了解の内容が記録された文書	・決定・了解文書		—	—			
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯									
3 複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	⑰申合せに係る案の立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・総理指示	会議	—	—	10年	2 (1)① 8	移管
		⑱申合せに係る案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング		—	—			
		⑲申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答		—	—			
		⑳他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書	・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料		—	—			
		㉑申合せの内容が記録された文書	・申合せ		—	—			

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類(行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保管間満了時の措置
4 他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・大臣指示	—	—	—	10年	2 (1)①⑨	保管
		②立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮詢 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議・提言	—	—	—			
		③立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	—	—	—			
		④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書	・基準案	—	—	—			
		⑤基準を他の行政機関に通知した文書	・通知	—	—	—			
5 地方公共団体に対して示す基準等の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・大臣指示	—	—	—	10年	2 (1)①⑩	保管
		②立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮詢 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議・提言	—	—	—			
		③立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	—	—	—			
		④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書	・基準案	—	—	—			
		⑤基準を地方公共団体に通知した文書	・通知	—	—	—			

個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

6 個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)許認可等に関する重要な経緯	行政文書開示請求又は保有個人情報開示請求に対する開示決定等処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・開示請求書 ・処分案 ・処分経緯 ・開示実施方法等申出書 ・開示決定等通知書の写し ・請求に係る事実関係に 関する請求者への照会・ 請求者からの回答等	個人の権利義務の得喪	行政文書開示請求等	行政文書開示請求等(令和〇 年度)	5年 (区分の 能力が消 滅する日 を基準)	2 (1)⑪⑪(1)	廃棄
			・交付規則・交付要綱 ・実施要領 ・審査要領・選考基準	—	—	—			
			②交付のための決裁文書その他 交付に至る過程が記録された文書	・審査案 ・理由	—	—			
			③補助事業等実績報告書	・実績報告書	—	—			
	(3)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①行政文書開示決定等処分に対する不服申立書	・審査請求書の写し	—	—	—	10年 (区分の 能力が消 滅する日 を基準)	2 (1)⑪⑪(5)	廃棄 (但し以下 については 保管) ・審査請求書 ・理由説明書 ・意見書の写し ・答申の写し
			②情報公開・個人情報保護審査会関係文書	・諮問書の写し ・理由説明書 ・意見書の写し ・答申の写し	—	—			
			③裁決書	—	—	—			
	(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書	・訴状の写し ・期日呼出状の写し	—	—	—	10年 (区分の 能力が消 滅する日 を基準)	2 (1)⑪⑪(6)	廃棄 (但し以下 については 保管) ・訴状 ・答弁書の写し ・準備書面の写し ・各種申立書の写し ・口頭弁論・証人等調書の写し ・書証の写し
			②訴訟における主張又は立証に関する文書	—	—	—			
			③判決書又は和解調書	・判決書の写し ・和解調書の写し	—	—			
7 法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)許認可等に関する重要な経緯	行政文書開示請求又は保有個人情報開示請求に対する開示決定等処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・開示請求書 ・処分案 ・処分経緯 ・開示実施方法等申出書 ・開示決定等通知書の写し ・請求に係る事実関係に 関する請求者への照会・ 請求者からの回答等	個人の権利義務の得喪	行政文書開示請求等	行政文書開示請求等(令和〇 年度)	5年 (区分の 能力が消 滅する日 を基準)	2 (1)⑫⑫(2)	廃棄
			—	—	—	—			

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置	
②訓令、通達及びその他の規則の立案の検討その他の重要な経緯(1の項目から13の項目までに掲げるものを除く。)	⑤官報公示に関する文書	・官報の写し	—	—	—	—	10年	2 (1)①⑪⑭(2) (以下に記載する文書を除く。) ・移管 ・重要な規制、通達及びその他の規則の制定、変更等のための決議文書)	廃棄	
	①立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	—	—	—	—				
	②制定又は改廃のための決裁文書	・室設置関係文書 ・訓令案・通達案・規則案 ・標準文書保存期間基準 ・公印規程案	—	—	—	—				
10 予算及び決算に関する事項	③官報公示に関する文書	・官報の写し	—	—	—	—	10年	2 (1)①⑮(1)	廃棄	
	①歳入、歳出、繰越預金及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する経緯(5の項目②に掲げるものを除く。)	予算の成立に至る過程が記録された文書	・概算要求調査等文書 ・税制改正要望関係資料	予算決算 税制改正要望	予算要求 税制改正要望	予算要求(令和〇年度) 税制改正要望資料				
	②歳入及び歳出の清算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する経緯(5の項目②に掲げるものを除く。)	①会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類 ②会計検査院の検査を受けた結果に関する文書 ③①及び②に掲げるもののほか、決算の提出に至る経緯が記録された文書 ④国会における決算の審査に関する文書	・計算書 ・証拠書類 ・意見又は処置要求 ・予算執行計画表 ・旅費請求書 ・用度関係決裁 ・物品供用簿 ・物品請求書 ・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置	— — — —	— — — —	— — — —				
	①会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類	—	—	—	—	—	5年	2 (1)①⑮(2)	廃棄	
	②会計検査院の検査を受けた結果に関する文書	—	—	—	—	—				
11 機構及び定員に関する事項	③①及び②に掲げるもののほか、決算の提出に至る経緯(5の項目②に掲げるものを除く。)	—	—	—	—	—				
	④国会における決算の審査に関する文書	—	—	—	—	—				
12 国会及び審議会等における審議等に関する事項	機構及び定員の要求に関する経緯	機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	・大臣指示 ・機構要求書 ・定員要求書	機構定員要求	機構定員要求	機構定員要求(令和〇年度)	10年	—	廃棄	
12 国会及び審議会等における審議等に関する事項	①国会審議(1の項目から17の項目までに掲げるものを除く。)	国会審議文書	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録	—	—	—	10年	2 (1)①②(1)	廃棄 (以下に記載する文書を除く。 ・移管 ・大臣の演説等の抄録等のもの) ・会議ごとに作成される議事録	
	②審議会等(1の項目から17の項目までに掲げるものを除く。)	審議会等文書	・開催経緯 ・諮詢 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言	—	—	—				
13 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①取得した文書の管理を行うための帳簿等	・文書受付簿 ・管理規則第11条第4項に規定する事項を記録した文書	—	—	—	5年	2 (1)①②(2)	廃棄	
		②決裁文書の管理を行うための帳簿	・決裁文書処理簿	—	—	—				
		③行政文書、保有個人情報等の点検及び監査に関する文書	・行政文書点検・監査関係文書 ・保有個人情報点検・監査関係文書	—	—	—	3年	2 (1)①②(2)		
		④文書管理者等の指名に関する文書	・文書管理者等の指名	—	—	—				
14 国会の委員会からの資料要求等に関する事項	資料要求等に関する経緯(1の項目から19の項目までに掲げるものを除く。)	①国会の委員会からの資料要求等に関する文書	・提出資料	—	—	—	3年	2 (1)①②(3)	廃棄	
		②政党等からの資料要求等に関する文書	・提出資料	—	—	—				
15 法令等の規定の運用に関する事項	法令等所管行政機関の長への報告等(1の項目から20の項目までに掲げるものを除く。)	①報告すべき事実が発生した際又は定期的に報告すべき文書	・通知	—	—	—	3年	2 (1)①②(4)	廃棄	
		②法令等の施行状況に関する文書	・依頼 ・通知	—	—	—				
		③関係機関等からの照会又は関係機関等への回答等に関する文書(軽微なもの)	・照会 ・回答	—	—	—	1年未満			

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
16 内閣の庶務に関する事項	内閣の庶務に関する経緯（1の項目から21の項目までに掲げるものを除く。）	①公印の保管に関する文書	・届出書	—	—	—	30年	2(1)①25	保管
		②関係行政機関等との協議等に関する文書	・協議資料	—	—	—	5年		廃棄
		③関係行政機関等との情報交換のための会議に関する文書	・会議資料	—	—	—	3年		保管
		④各種調査等に関する文書	・調査依頼文書 ・報道発表資料	—	—	—			保管
		⑤公園名義の使用承認に関する文書	・申請書 ・承認書	—	—	—	5年		廃棄
		⑥陳情・要請に関する文書	・要望書	—	—	—	1年		
		⑦内閣官房HPに寄せられた意見に関する文書	・内閣官房HPに寄せられた意見	—	—	—	1年未満		
		⑧庶務を行う会議、出張等のロジに関する文書	・進行表 ・職員役割分担表	—	—	—			
		⑨内閣の庶務に関する照会等に係る文書のうち軽微なもの	・関係機関等への照会 ・関係機関等からの回答	—	—	—			
17 契約に関する事項	契約に関する重要な経緯	契約に係る決裁文書及びその他の契約に至る過程が記録された文書	・仕様書案 ・協議・調整経緯	—	—	—		契約が終了する日以後5年	2(1)①26 廃棄
18 調査又は研究に関する事項	情報の収集に関する事項	調査（1の項目から23の項目までに掲げるものを除く。）	情報の収集及び分析その他の調査の結果に関する文書	・報告資料	—	—	3年	2(1)①28	廃棄

備考

- ・職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。
- ・本基準にいう「軽微なもの」とは、公文書管理法第2条第6項の歴史公文書等に該当しないものであって、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書に当たらないものをいう。
- ・保存期間1年未満の行政文書ファイル等の類型について（管理規則第7条第9項）
第7条（略）
9 第1項の保存期間の設定においては、第7項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができる（例えば、次に掲げる類型に該当する文書。）。
 - (1) 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し
 - (2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等
 - (3) 出版物や公表物を編集した文書
 - (4) 内閣官房の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
 - (5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
 - (6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
 - (7) 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書
- ・保存期間1年未満の行政文書ファイル等については、「内閣官房が保有する保存期間1年未満の行政文書ファイル等の取扱いについて」（平成28年9月1日総括文書管理者決定）に基づき、当該行政文書ファイル等を作成し、又は取得した日を起算日とし、原則として、その使用目的終了後、逓減なく廃棄するものとする。